

落札者決定基準 (令和8年度路面下空洞調査業務)

1 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する令和8年度路面下空洞調査業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

(1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

(2) 技術評価点

別添「提案評価表」に基づき提案内容を評価し、「技術評価点」を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \text{(150点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \text{(50点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \text{(100点満点)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出にあたっては、小数点以下2桁までを有効とし、小数点以下3桁目で四捨五入する。

(5) 総合評価点数が最も高い者が複数ある場合の対応

ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合、技術評価点が高い者を落札者とする。

イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合、「特定テーマ1 空洞発見率の実績」の評価点が高い者を落札者とする。

ウ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じかつ、「特定テーマ1 空洞発見率の実績」の評価点と同じ場合、「特定テーマ1 空洞的中率の実績」の評価点の高い者を落札者とする。

エ 以上アからウで落札者を決定できない場合

当該入札参加者立会のもと、くじ引きを行い、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

2 価格評価点の算出方法

価格点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格点} = 50 \text{点} \times \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}}$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

また、下記4の事項に該当する者は、価格評価点の審査を行わないものとする。

3 技術評価点の算出方法

技術評価点は、入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別添「提案評価表」により算出する。

(1) 技術評価点に係る得点

技術評価点に係る得点については、委員会の各委員の評価点をもとに、評価項目ごとに平均値を算出（小数点以下2桁までを有効とし、小数点以下3桁目で四捨五入する）し、それらを合計したものとする。また、別添「提案評価表」の※の評価項目に付与する評価点は、評価に応じた割合【100%・80%・60%・40%・20%・0%】を配点に乗じた値を基本とする。ただし、この割合はあくまで目安であり、評価内容に応じてこれによらない場合もある。

(2) 技術評価点における最低点

(1)の技術評価点が50点未満の場合は、失格とする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適當な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記3(2)における基準点を満たさない場合

提案評価表

評価項目		評価基準	評価点	配点	
配置予定管理技術者 保有資格及び業務実績	資格	配置予定管理技術者の保有資格について評価する。			
		・技術士－総合技術監理部門（土質及び基礎または道路） ・技術士－建設部門（土質及び基礎または道路） ・技術士－応用理学部門（地質）	4点	4点	
		・RCCM－道路部門 ・RCCM－地質部門	2点		
	・RCCM－土質及び基礎部門 上記以外	0点			
業務実績	配置予定管理技術者が、国又は地方公共団体による発注業務のうち、車道において路面下空洞探査車を用いた調査を履行した実績について評価する。 令和3年4月1日以降に国又は地方公共団体において、2件以上の業務実績がある。 令和3年4月1日以降に国又は地方公共団体において、1件の業務実績がある。 上記以外	4点 2点 0点	4点		
配置予定担当技術者① 保有資格及び業務実績	資格	配置予定担当技術者（1人目）の保有資格について評価する。			
		・技術士－総合技術監理部門（土質及び基礎または道路） ・技術士－建設部門（土質及び基礎または道路） ・技術士－応用理学部門（地質）	3点	3点	
		・RCCM－道路部門 ・RCCM－地質部門	2点		
	・RCCM－土質及び基礎部門 ・地質調査技士 上記以外	1点 0点			
業務実績	配置予定担当技術者（1人目）が、国又は地方公共団体による発注業務のうち、車道において路面下空洞探査車を用いた調査を履行した実績について評価する。 令和3年4月1日以降に国又は地方公共団体において、2件以上の業務実績がある。 令和3年4月1日以降に国又は地方公共団体において、1件の業務実績がある。 上記以外	3点 2点 0点	3点		
配置予定担当技術者② 保有資格及び業務実績	資格	配置予定担当技術者（2人目）の保有資格について評価する。			
		・技術士－総合技術監理部門（土質及び基礎または道路） ・技術士－建設部門（土質及び基礎または道路） ・技術士－応用理学部門（地質）	3点	3点	
		・RCCM－道路部門 ・RCCM－地質部門	2点		
	・RCCM－土質及び基礎部門 ・地質調査技士 上記以外	1点 0点			
業務実績	配置予定担当技術者（2人目）が、国又は地方公共団体による発注業務のうち、車道において路面下空洞探査車を用いた調査を履行した実績について評価する。 令和3年4月1日以降に国又は地方公共団体において、2件以上の業務実績がある。 令和3年4月1日以降に国又は地方公共団体において、1件の業務実績がある。 上記以外	3点 2点 0点	3点		
業務実施方針	実施方針	本業務の目的や内容、路面下空洞調査の特性を踏まえ作成された「業務実施方針」について評価する。 本業務の目的や内容を整理し、各業務内容における自社の取組、品質確保に関する内容、危険な空洞を発見した際の対応方法等について、独自の知見等をふまえ、具体的かつ分かりやすく記載されている場合に優位に評価する。	※	20点	
特定テーマ1	① 空洞発見精度	空洞発見率	令和3年4月1日以降に国又は地方公共団体によるプロポーザル等で実施した試験走行による「空洞発見率」について評価する。（共同企業体の実績を含む）		
			空洞発見率が90%以上が2件以上	15点	15点
			空洞発見率が85%以上が2件以上	12点	
			空洞発見率が80%以上が2件以上	9点	
			空洞発見率が75%以上が2件以上	6点	
			空洞発見率が70%以上が2件以上 上記の実績がない	3点 0点	
空洞的中率	令和3年4月1日以降に国又は地方公共団体によるプロポーザル等で実施した試験走行による「空洞的中率」について評価する。（共同企業体の実績を含む）				
	空洞的中率が90%以上が2件以上	15点	15点		
	空洞的中率が85%以上が2件以上	12点			
	空洞的中率が80%以上が2件以上	9点			
	空洞的中率が75%以上が2件以上	6点			
	空洞的中率が70%以上が2件以上 上記の実績がない	3点 0点			
② 受注実績	受注件数	令和3年4月1日以降に国又は地方公共団体が発注した、車道において本業務と同規模程度以上の路線長を対象に、路面下空洞探査車を用いた調査及び調査結果の解析業務を受注した件数について評価する。（共同企業体の実績を含む）			
		受注実績件数が10件以上	5点	5点	
		受注実績件数が8～9件	4点		
		受注実績件数が6～7件	3点		
		受注実績件数が4～5件	2点		
		受注実績件数が1～3件 上記以外	1点 0点		
特定テーマ2	空洞の発生原因を特定するための工夫について	空洞の発生原因を特定（推定）するための工夫に関して記載された資料について評価する。 空洞の発生原因についての知識を有しており、周辺の地盤状況や埋設物等による影響や、原因をより精度よく特定するための考え方や独自の取組について、具体的かつ分かりやすく記載されている場合に優位に評価する。	※		25点
合計			100点	100点	